

制 度 名	教育訓練給付（一般教育訓練） [国]
対 象 者	<p>次の①又は②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する 教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方</p> <p>①雇用保険の被保険者(※1)の方 受講開始日において支給要件期間(※2)が3年以上(※3)あること</p> <p>②雇用保険の被保険者(※1)であった方 受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日以前1年以内(※4)にあり、受講開始日における支給要件期間が3年以上あること</p> <p>※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。</p> <p>※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。</p> <p>※3 初めて一般教育訓練給付を受ける方は、支給要件期間が1年以上あること。 (暫定措置)</p> <p>※4 受講実施日において被保険者(※1)でない方のうち、被保険者(※1)資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者(※1)資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間(適用対象期間)をその受講を開始できない日数(最大19年まで)分、延長することができます。</p>
内 容	<p>○ 概要 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度。</p> <p>○ 支給額 対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の20%に相当する額。 ただし、20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。</p>
窓 口	各公共職業安定所 (39ページ参照)
備 考	

制 度 名	教育訓練給付（専門実践教育訓練） [国]
対 象 者	<p>次の①又は②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する 専門実践教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方</p> <p>①雇用保険の被保険者(※1)の方 受講開始日に雇用保険の被保険者(※1)の方のうち、支給要件期間(※2)が3年以上(※3)あること</p> <p>②雇用保険の被保険者(※1)であった方 被保険者(※1)資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内(※4)であり、かつ支給要件期間が3年以上(※3)あること</p> <p>※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。 ※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。 ※3 初めて専門実践訓練給付を受ける方は、支給要件期間が2年以上あること。(暫定措置) ※4 受講実施日において被保険者(※1)でない方のうち、被保険者(※1)資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者(※1)資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間(適用対象期間)にその受講を開始できない日数(最大19年まで)を延長することができます。</p>
内 容	<p>○ 概要 働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度。</p> <p>○ 支給額 対象教育訓練を受講している間と、修了した場合、以下により支給されます。</p> <p>①専門実践教育訓練の受講中 受講者が支払った教育訓練経費×50% 4千円を超えない場合は支給されません。120万円を超える場合は120万円。(訓練期間が3年間の訓練を受講した場合の上限額)</p> <p>②専門実践教育訓練の修了後 資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合 受講者が支払った教育訓練経費×70% 4千円を超えない場合は支給されません。168万円を超える場合は168万円。すでに支給した①の額との差額が追加支給されます。</p>
窓 口	各公共職業安定所 (39ページ参照)
備 考	

制 度 名	訓練手当支給事業 [県]																										
対 象 者	公共職業安定所長の受講指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練、職場適応訓練等を受けている一定の要件に該当する求職者で、雇用保険法等による給付を受けられない者																										
内 容	<p>○ 手当の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手 当 の 種 類</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本手当 (日額)</td> <td>1 級 地</td> <td>4, 3 1 0 円</td> <td>岡山市、倉敷市</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>3, 9 3 0 円</td> <td>玉野市</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>3, 5 3 0 円</td> <td>1,2級地以外の地域及び20歳未満の者</td> </tr> <tr> <td>技能習得</td> <td>受講手当(日額)</td> <td>5 0 0 円</td> <td>40日分を限度とする</td> </tr> <tr> <td>手 当</td> <td>通所手当(月額)</td> <td>4 2, 5 0 0 円まで</td> <td>交通費実費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">寄宿手当 (月額)</td> <td>1 0, 7 0 0 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 支給期間 訓練を受ける期間</p> <p>○ 主な支給対象者 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、母子家庭の母、父子家庭の父、中国帰国者等</p>	手 当 の 種 類		金 額	備 考	基本手当 (日額)	1 級 地	4, 3 1 0 円	岡山市、倉敷市	2 級 地	3, 9 3 0 円	玉野市	3 級 地	3, 5 3 0 円	1,2級地以外の地域及び20歳未満の者	技能習得	受講手当(日額)	5 0 0 円	40日分を限度とする	手 当	通所手当(月額)	4 2, 5 0 0 円まで	交通費実費	寄宿手当 (月額)		1 0, 7 0 0 円	
手 当 の 種 類		金 額	備 考																								
基本手当 (日額)	1 級 地	4, 3 1 0 円	岡山市、倉敷市																								
	2 級 地	3, 9 3 0 円	玉野市																								
	3 級 地	3, 5 3 0 円	1,2級地以外の地域及び20歳未満の者																								
技能習得	受講手当(日額)	5 0 0 円	40日分を限度とする																								
手 当	通所手当(月額)	4 2, 5 0 0 円まで	交通費実費																								
寄宿手当 (月額)		1 0, 7 0 0 円																									
窓 口	各公共職業安定所 (39ページ参照)																										
備 考																											

制 度 名	求職者支援制度 [国]
対 象 者	<p>下記の全ての要件を満たす「特定求職者」が対象となります。</p> <p>①ハローワークに求職申込みをしていること。 ②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと。 ③労働の意思と能力があること。 ④職業訓練等の支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと。</p>
内 容	<p>○ 特定求職者の方が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、以下の支給要件を全て満たす場合、職業訓練受講給付金を支給します。</p> <p>①本人収入が月8万円以下。 ②世帯全体の収入が月30万円以下。 ③世帯全体の金融資産が300万円以下。 ④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない。 ⑤全ての訓練実施日に出席している（やむを得ない理由がある場合でも、支給単位期間ごとに、8割以上の出勤率がある）。 ⑥同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない。 ⑦過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない。 ⑧過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けたことがない。</p> <p>○ 支給額</p> <p>■職業訓練受講手当 月額 100,000円 ■通所手当 職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり） ■寄宿手当 月額 10,700円</p> <p>※ 支給申請の対象となる訓練期間（給付金支給単位期間における日数）が28日未満の場合は、いずれの手当も支給額を別途算定します。 ※ 通所手当は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃等の額となります。 ※ 寄宿手当は、求職者支援訓練や公共職業訓練を受講するために同居の配偶者などと別居して寄宿する場合で、一定の要件に該当する方へ支給します。</p> <p>求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席（遅刻・欠課・早退を含む）したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援（訓練修了後の就職支援を含む）を拒否すると、給付金が不支給となるばかりでなく、これを繰り返すと、訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等が行われることがあります。</p>
窓 口	各公共職業安定所（39ページ参照）
備 考	

制 度 名	生活福祉資金貸付制度（福祉資金） [岡山県社会福祉協議会]		
対 象 者	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に属し、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる者。		
内 容	貸付条件		
	経費の種類	貸付限度額 (貸付上限額の目安)	据置期間 償還期間
	○生業を営むために必要な経費	○460万円	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6か月以内 ○20年
	○技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○技能習得期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	○8年
	○就職、技能習得等の支度に必要な経費	○50万円	○3年
	○貸付利子 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%（据置期間経過後） ※連帯保証人：原則必要		
窓 口	市町村社会福祉協議会（37,38ページ参照）、民生委員		
備 考			

制 度 名	岡山県私学振興財団奨学金（専修学校） [（公財）岡山県私学振興財団]
対 象 者	<p>公益財団法人岡山県私学振興財団に加入している学校法人が設置する私立専修学校に在籍する優れた学生であって、4月1日現在で県内に居住する世帯の子女であり、経済的理由により修学が困難である者</p> <p>【学力基準】 （高等課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1学年に在学する者 中学校最終学年の評定平均値が5段階評価で2.0以上 ○ 第2学年以上に在学する者 前学年の学習成績の評定平均値が5段階評価で2.5以上 <p>（専門課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1学年に在学する者 高等学校又は専修学校高等課程における最終学年の学習成績の評定平均値が5段階評価で2.5以上 ○ 第2学年以上に在学する者 当該学校の前学年の学習成績が、学年のおおむね上位1／2以内 <p>【家計基準】 学資の支弁が困難であると認められること。（基準額による。）</p>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸与月額 （高等課程） 自宅通学者 30,000円 自宅外通学者 35,000円 （専門課程） 自宅通学者 53,000円 自宅外通学者 58,000円 ○ 貸与期間 原則として、貸付決定年度の当初から最短修業年限の終期まで ○ 貸付利子 無利子 ○ 返還方法等 据置期間 卒業後1年（上級学校に進学した場合等は返還猶予可） 償還期間 貸与月数の5倍の期間内 返還方法 半年賦又は年賦
窓 口	<p>在籍する私立専修学校（財団加入法人が設置した専修学校） 公益財団法人 岡山県私学振興財団 〒700-0821 岡山市北区中山下1丁目9-1 山陽アルファ中山下ビル7階 TEL 086-224-7481</p>
備 考	

制 度 名	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修学資金・就学支度資金）（専修学校等） [県・岡山市・倉敷市]																																										
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子が扶養している児童 ・配偶者のない男子が扶養している児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子 																																										
内 容	<p>○ 対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学資金 専修学校に修学するために必要な経費（授業料、書籍代、通学費等） ・就学支度資金 専修学校への入学又は知識技能を習得させる修業施設（各種学校等）への入所に際し必要な資金（被服、履物等の購入費等） <p>○ 貸与額 単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課 程 種 別</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">就学支度資金（限度額）</th> <th rowspan="2">学 年</th> <th colspan="2">修学資金（月額・限度額）</th> </tr> <tr> <th>自 宅</th> <th>自 宅 外</th> <th>自 宅</th> <th>自 宅 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等課程</td> <td>国公立</td> <td>150,000</td> <td>160,000</td> <td>1～3年</td> <td>27,000</td> <td>34,500</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>410,000</td> <td>420,000</td> <td>1～3年</td> <td>45,000</td> <td>52,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専門課程</td> <td>国公立</td> <td>410,000</td> <td>420,000</td> <td>1、2年</td> <td>67,500</td> <td>78,000</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>580,000</td> <td>590,000</td> <td>1、2年</td> <td>89,000</td> <td>126,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 貸付利子 無利子</p> <p>○ 返還方法等</p> <p>据置期間 修学終了後6か月</p> <p>償還期間 修学資金の場合 据置期間経過後3年以内～10年以内 就学支度資金の場合 据置期間経過後5年以内～10年以内</p> <p>返還方法 月賦、半年賦又は年賦</p>						課 程 種 別		就学支度資金（限度額）		学 年	修学資金（月額・限度額）		自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外	高等課程	国公立	150,000	160,000	1～3年	27,000	34,500	私 立	410,000	420,000	1～3年	45,000	52,500	専門課程	国公立	410,000	420,000	1、2年	67,500	78,000	私 立	580,000	590,000	1、2年	89,000	126,500
課 程 種 別		就学支度資金（限度額）		学 年	修学資金（月額・限度額）																																						
		自 宅	自 宅 外		自 宅	自 宅 外																																					
高等課程	国公立	150,000	160,000	1～3年	27,000	34,500																																					
	私 立	410,000	420,000	1～3年	45,000	52,500																																					
専門課程	国公立	410,000	420,000	1、2年	67,500	78,000																																					
	私 立	580,000	590,000	1、2年	89,000	126,500																																					
窓 口	各市、新庄村、西粟倉村及び美咲町の福祉事務所 町村部：各県民局（健康福祉部）																																										
備 考																																											

制 度 名	生活福祉資金貸付制度（総合支援資金） [岡山県社会福祉協議会]															
対 象 者	<p>失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯</p> <p>ア. 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること</p> <p>イ. 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること</p> <p>ウ. 現に住居を有していること又は生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること</p> <p>エ. 当協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること</p> <p>オ. 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと</p> <p>なお、貸付けに際しては、原則として自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、当協議会及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること</p>															
内 容	<table border="1" data-bbox="406 1070 1396 1713"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 1070 718 1126">資金の種類</th> <th data-bbox="718 1070 981 1126">貸付限度額</th> <th data-bbox="981 1070 1209 1126">据置期間</th> <th data-bbox="1209 1070 1396 1126">償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 1126 718 1310">生活支援費 ※生活再建までの間に必要な生活費用</td> <td data-bbox="718 1126 981 1310"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身世帯 月額15万円以内 ・ 2人以上 月額20万円以内 </td> <td data-bbox="981 1126 1209 1310">最終貸付日から 6か月以内</td> <td data-bbox="1209 1126 1396 1713" rowspan="3">据置期間経過後、10年以内で当協議会が決定する期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1310 718 1489">住宅入居費 ※敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</td> <td data-bbox="718 1310 981 1489">40万円以内 ※原則として、当該不動産賃貸契約の相手口座へ送金</td> <td data-bbox="981 1310 1209 1713" rowspan="2">貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1489 718 1713">一時生活再建費 ※生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用</td> <td data-bbox="718 1489 981 1713">60万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 貸付利子 連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5% ※連帯保証人：原則必要</p>			資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	生活支援費 ※生活再建までの間に必要な生活費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単身世帯 月額15万円以内 ・ 2人以上 月額20万円以内 	最終貸付日から 6か月以内	据置期間経過後、10年以内で当協議会が決定する期間	住宅入居費 ※敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内 ※原則として、当該不動産賃貸契約の相手口座へ送金	貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内	一時生活再建費 ※生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用	60万円以内
資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間													
生活支援費 ※生活再建までの間に必要な生活費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単身世帯 月額15万円以内 ・ 2人以上 月額20万円以内 	最終貸付日から 6か月以内	据置期間経過後、10年以内で当協議会が決定する期間													
住宅入居費 ※敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内 ※原則として、当該不動産賃貸契約の相手口座へ送金	貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内														
一時生活再建費 ※生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用	60万円以内															
窓 口	市町村社会福祉協議会 (37,38ページ参照)															
備 考																

制 度 名	生活福祉資金貸付制度（臨時特例つなぎ資金） [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	住居のない離職者で、離職者を支援する公的給付又は公的制度の申請を受理されている者 なお、貸付けに際しては、原則として自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、当協議会及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
内 容	公的給付金等の交付を受けるまでの当面の生活費 <input type="radio"/> 貸付金額 10万円以内 <input type="radio"/> 貸付利子 無利子 <input type="radio"/> 償還期間 原則一括 <input type="radio"/> 連帯保証人 不要
窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 TEL 086-226-3544
備 考	

制 度 名	離職した介護人材の再就職準備資金貸付事業 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	<p>岡山県内に住民登録をしている者又は岡山県内に所在する事業所若しくは施設に介護職員等として就労した者であって、次の全ての要件を満たす者</p> <p>(1) 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者</p> <p>① 介護福祉士</p> <p>② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p> <p>③ 介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級課程、ホームヘルパー2級課程を修了した者</p> <p>(2) 介護職員等としての実務経験を、1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者</p> <p>(3) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者</p> <p>(4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、岡山県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行っている者</p> <p>※岡山県福祉人材センターの求職登録又は「介護の資格届出制度」の届出に限る</p>
内 容	<p>○ 貸付額 400,000円以内 ※貸付は、1人当たり1回限り</p> <p>○ 貸付利子 無利子</p> <p>○ 連帯保証人 必要</p> <p>○ 返還免除</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合、申請により返還が免除となる。</p> <p>① 介護職員等として就労した日から、岡山県内において、2年間引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。</p> <p>② 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。</p> <p>○ 返還方法（返還免除要件を満たさなかったとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返還方法 月賦の元金均等払方式 ・返還期間 事由が生じた日の属する月の翌月から12ヶ月以内
窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会
備 考	

制 度 名	岡山県保育士修学資金貸付制度 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	以下の要件をいずれも満たす者とする。 (1) 岡山県内の養成施設に在学する者 (2) 養成施設卒業後、岡山県内（県外の所定の国立施設等で従事する場合を含む。以下同。）の従事先施設等において児童の保護等に従事しようとする者 (3) 優秀な学生であって、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる者
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付期間 養成施設に在学する期間（原則として最大2年間まで） ○ 貸付額（下記の金額を上限として貸付） <ul style="list-style-type: none"> (1) 修学資金（学費） 月額50,000円 (2) 入学準備金 200,000円（初回送金時に貸付）※原則1年生のみ (3) 就職準備金 200,000円（卒業時に貸付） ○ 貸付利子 無利子（※返還期限日までに返還しない場合は年3%の延滞利子を徴収） ○ 定員 30名程度 ○ 連帯保証人 1名必要 ○ 返還免除 以下のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還債務が免除される。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、岡山県内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事したとき (2) 従事先施設等における児童の保護等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったとき ○ 返還 返還事由（児童の保護等の業務に従事しなかったとき等）に該当する場合には、返還事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間以内の期間を基準とした返還期間が定められる。 月賦による返還は元金均等払方式。
窓 口	岡山県社会福祉協議会
備 考	

制 度 名	岡山県保育士就職準備金貸付制度 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	<p>以下の要件をいずれも満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要する。</p> <p>(1) 以下に掲げる施設又は事業を離職した者、又は当該施設又は事業に勤務経験のない者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①保育所②幼保連携型認定こども園③家庭的保育事業④小規模保育事業⑤事業所内保育事業⑥幼稚園</p> </div> <p>(2) 以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①保育所 ②幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設 ③幼稚園のうち、認定こども園への移行を予定している施設 ④認定こども園 ⑤家庭的保育事業 ⑥小規模保育事業 ⑦居宅訪問型保育事業 ⑧事業所内保育事業 ⑨病児保育事業であって、知事に開始届出を行ったもの ⑩一時預かり事業であって、知事に開始届出を行ったもの ⑪離島その他の地域において特例保育を実施する施設 ⑫認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設 ⑬企業主導型保育事業</p> </div>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額 400,000円以内 ○ 貸付利子 無利子（※返還期限日までに返還しない場合は年3%の延滞利子を徴収） ○ 連帯保証人 1名必要 ○ 就職準備金の使途の例 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用 ・転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料 ・保育所等で使用する被服費 ・保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用 ・保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 ・申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用 ・申請者の子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 ○ 返還免除 <p>岡山県内の保育所等（※（2）の①～⑬の施設）において保育業務に2年間引き続き従事した場合、返還の債務が免除になる。</p> ○ 返還 <p>返還事由（保育業務に従事しなかった場合や保育所等を退職した場合等）に該当する場合には、返還事由が生じた日の属する月の翌月から6か月（返還すべき額が20万円を超える場合は12か月）以内を基準とした返還期間が定められる。</p> <p>月賦による返還は元金均等払方式。</p>
窓 口	岡山県社会福祉協議会
備 考	

制 度 名	介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	<p>以下の要件を全て満たす者</p> <p>(1) 実務者研修施設に在学している者</p> <p>(2) 実務者研修施設を卒業後に岡山県内において返還免除対象業務（※）に従事しようとする者</p> <p>(3) 以下のいずれかの要件を満たす者</p> <p>① 岡山県内に住民登録している者</p> <p>② 岡山県内の実務者研修施設に在学している者</p> <p>③ 実務者研修施設の学生となった年度の前年度に岡山県に住民登録していた者で、実務者研修施設での修学のため転居した者</p> <p>④ ①から③に限らず、実務者研修施設を卒業後に岡山県内（県外の一定の国立施設等を含む）において返還免除対象業務に従事しようとする者であると岡山県社会福祉協議会長が認めた者</p> <p>※返還免除対象業務とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務のことである。</p> <p>詳細については、岡山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。</p>
内 容	<p>○ 貸付額 200,000円以内 ※貸付は、1人当たり1回限り</p> <p>○ 貸付利子 無利子</p> <p>○ 連帯保証人 必要</p> <p>○ 返還免除 以下のいずれかに該当する場合、返還が免除となる。</p> <p>(1) 貸付決定者が実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は「介護等の業務に従事する期間が3年に達した日」とする）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、岡山県内の社会福祉施設等（県外の一定の国立施設等を含む）において返還免除対象業務に従事し、かつ、2年間引き続き従事したとき。</p> <p>(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。</p> <p>○ 返還方法（返還免除要件を満たさなかったとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返還方法 月賦の元金均等払方式 ・返還期間 以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、12か月以内の期間を基準とする。 <p>(1) 貸付契約が解除されたとき</p> <p>(2) 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行わなかったとき又は、岡山県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき</p> <p>(3) 岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき又は、岡山県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき岡山県社会福祉協議会が判断したとき</p> <p>(4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p>

窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 TEL 086-226-3544
備 考	

制 度 名	介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付事業 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	<p>次の要件をいずれも満たす者</p> <p>(1) 介護福祉士養成施設等（介護福祉士修学資金の場合は介護福祉士養成施設、社会福祉士修学資金の場合は社会福祉士養成施設をいう。以下、同じ。）に在学する者</p> <p>(2) ①から④のいずれかの要件を満たしており、卒業後、岡山県内（県外の一定の国立施設等で従事する場合を含む。以下、同じ。）において、返還免除対象業務に従事しようとする者</p> <p>① 岡山県内に住民登録している者</p> <p>② 岡山県内の介護福祉士養成施設等に在学する者</p> <p>③ 介護福祉士養成施設等の学生となった年度の前年度に岡山県内に住民登録していた者で、介護福祉士養成施設での修学のために転居した者</p> <p>④ ①から③に限らず、介護福祉士養成施設等を卒業後に岡山県内において返還免除対象業務に従事しようとする者であると岡山県社会福祉協議会が認めた者</p> <p>(3) 学業成績等が優秀であると認められる方、又は、卒業後、中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士等（介護福祉士修学資金の場合は介護福祉士、社会福祉士修学資金の場合は社会福祉士をいう）の資格取得に向けた向学心があると認められる者</p> <p>(4) 家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者</p>
内 容	<p>○ 貸付額 下記の金額を上限とする</p> <p>(1) 修学資金（学費） 月額 50,000円</p> <p>(2) 入学準備金 200,000円（初回）</p> <p>(3) 就職準備金 200,000円（最終回）</p> <p>(4) 国家試験受験対策費用 年度当たり 40,000円</p> <p>※介護福祉士修学資金のみ</p> <p>(5) 生活費加算 生活費加算の貸付対象者の要件を満たす者のみ</p> <p>○ 生活費加算の貸付対象者 下記の要件のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 借入申込日に生活保護受給世帯の世帯員であって、貸付決定に伴い生活保護受給世帯から分離する者</p> <p>(2) 借入申込日の属する年度又は前年度において、借入申込者の生計維持者（※）が次のいずれかの措置を受けている者</p> <p>① 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税</p> <p>② 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免</p> <p>③ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛け金の減免</p> <p>④ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予</p> <p>※生計維持者は、原則、父母（どちらかいないときは1名）。父母がいない場合は、申込者の生計を実際に支えている人が生計維持者である。</p> <p>○ 貸付利子 無利子</p> <p>○ 連帯保証人 必要</p> <p>○ 返還免除</p> <p>次のいずれかに該当する場合、返還が免除となる。</p> <p>(1) 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に、介護福祉士等の登録を</p>

	<p>行い、岡山県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、5年の間、引き続きそれらの業務に従事したとき</p> <p>(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき</p> <p>○ 返還方法（返還免除要件を満たさなかったとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返還方法 月賦の元金均等払方式 ・ 返還期間 以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間以内の期間を基準とする。 <p>(1) 貸付契約が解除されたとき</p> <p>(2) 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等として登録せず、又は岡山県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき</p> <p>(3) 岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき、又は、岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき</p> <p>(4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p>
窓 口	<p>社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班</p> <p>〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1</p> <p>TEL 086-226-3544</p>
備 考	

制 度 名	介護分野就職支援金貸付事業 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	<p>岡山県内に所在する事務所又は施設に就労した者若しくは就労を予定している者であって、以下の要件をいずれも満たす者</p> <p>(1) 介護職員初任者研修以上の研修（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等）を修了した者 ※就職と同時に介護職員初任者研修以上の研修（以下「研修」という）を受講する場合も貸付対象となる。ただし、研修終了後に研修修了証の提出が必要。</p> <p>なお、「就職と同時に研修を受講する場合」とは、「介護職員等として就労する日より前に研修の受講を開始する場合」及び「介護職員等として就労した日から1か月以内に受講申込等の研修を受講するための手続きを行い、かつ、研修の受講期間が決定している場合」をいう。</p> <p>(2) 新たに介護職員等として就労した者、若しくは就労を予定している者</p> <p>(3) 介護職員等として就労した日までに、岡山県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行った者 ※岡山県福祉人材センターの求職登録又は「介護の資格届出制度」の届出に限る</p> <p>(4) 過去に介護職員等として就労したことがない者 ※過去に介護職員等として就労したことがある者（今回の就労以外に介護職員等として実務経験がある者）は対象外 ※離職した介護人材の再就職準備金貸付事業又は障害福祉分野就職支援金貸付事業を利用したことがある者は対象外</p>
内 容	<p>○ 貸付額 200,000円以内 ※貸付は、1人当たり1回限り</p> <p>○ 貸付利子 無利子</p> <p>○ 連帯保証人 必要</p> <p>○ 返還免除 以下のいずれかに該当する場合、申請により返還が免除となる。</p> <p>(1) 介護職員等として就労した日から、岡山県内において、2年の間引き続き、介護職員等の業務に従事したとき</p> <p>(2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき</p> <p>○ 返還方法（返還免除要件を満たさなかったとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返還方法 月賦の元金均等払方式 ・ 返還期間 以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、12か月以内の期間を基準とする。 <p>(1) 貸付契約が解除されたとき</p> <p>(2) 岡山県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき又は、岡山県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき</p> <p>(3) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p>
窓 口	<p>社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 Tel 086-226-3544</p>
備 考	

制 度 名	障害福祉分野就職支援金貸付事業 <div style="text-align: right;">[岡山県社会福祉協議会]</div>
対 象 者	<p>以下の要件をいずれも満たす者</p> <p>(1) 岡山県内に住民登録している者又は岡山県内に所在する事業所若しくは施設に障害福祉職員として就労した者</p> <p>(2) 以下のいずれかの研修を修了した者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護職員初任者研修以上の研修（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等） ② 居宅介護職員初任者研修 ③ 障害者居宅介護従事者基礎研修 ④ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用） ⑤ 同行援護従業者養成研修（基礎及び応用） ⑥ 行動援護従業者養成研修 <p>※就職と同時に上記①～⑥の研修を受講する場合も貸付対象。ただし研修修了後に研修修了証の提出が必要。</p> <p>なお、「就職と同時に研修を受講する場合」とは、「障害福祉職員として就労する日より前に研修の受講を開始する場合」及び「障害福祉職員として就労した日から1か月以内に受講申込等の研修を受講するための手続きを行い、かつ、研修の受講期間が決定している場合」をいう</p> <p>(3) 障害福祉職員として就労した者、若しくは就労を予定している者</p> <p>※過去に障害福祉職員として就労したことがある者（今回の就労以外に障害福祉職員としての実務経験がある者）は対象外</p> <p>※離職した介護人材の再就職準備金貸付事業又は介護分野就職支援金貸付事業を利用したことがある者は対象外</p>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額 200,000円以内 ※貸付は、1人当たり1回限り ○ 貸付利子 無利子 ○ 連帯保証人 必要 ○ 返還免除 <p>以下のいずれかに該当する場合、申請により返還が免除となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉職員として就労した日から、岡山県内において、2年の間引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき (2) 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき ○ 返還方法（返還免除要件を満たさなかったとき） <ul style="list-style-type: none"> ・返還方法 月賦の元金均等払方式 ・返還期間 以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、12か月以内の期間を基準とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸付契約が解除されたとき (2) 岡山県内において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき又は、岡山県内において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき (3) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 TEL 086-226-3544
備 考	

制 度 名	福祉系高校修学資金貸付事業 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	以下の要件をいずれも満たす者 (1) 福祉系高校に在学する者 ※岡山県内の福祉系高校に限る (2) 卒業後に岡山県内において介護福祉士として介護職員等(※)の業務に従事しようとする者 (3) 介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者 ※ 「介護職員等」とは、居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の4第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう)を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう)の業務である者をいう。
内 容	○ 貸付額 以下の金額を上限とする (1) 介護実習費 一年度当たり 30,000円 (2) 国家試験受験対策費 一年度当たり 40,000円 (3) 修学準備金 30,000円(入学時) (4) 就職準備金 200,000円(卒業時) ○ 貸付利子 無利子 ○ 連帯保証人 必要 ○ 返還免除 以下のいずれかに該当する場合、返還が免除となる。 (1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、岡山県内において、介護職員等として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき ○ 返還方法(返還免除要件を満たさなかったとき) ・ 返還方法 月賦の元金均等払方式 ・ 返還期間 以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、本制度による貸付けを受けた期間に相当する期間以内の期間を基準とする (1) 貸付契約が解除されたとき (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、岡山県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき (4) 岡山県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき (5) 業務外の事由により死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 Tel 086-226-3544
備 考	